

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

山 田 高 生

一 はじめに

第一次大戦下のドイツに成立をみた祖国勤勞奉仕法労働者委員会は、それまで鉱山業にのみ設置を義務づけられていたにすぎなかった労働者委員会制度を、他産業にまで一挙に拡大し、ワイマール経営協議会に架橋する役割を果たしたという点でドイツ産業共同決定史上極めて重要な位置を占めている。今日次第に一般化しつつある使用者共同決定制度の先駆的形態と目されるこの労働者委員会制度は、戦時下のどのような状況のもとで他産業への拡大を必要としたのだろうか。従来労働者委員会拡大の背景について、開戦当初よりドイツ国内を支配していたわゆる「城内平和」の労使協調主義から説明されてきたが、しかしそうした戦時における労働組合の参加体制を成立せしめた戦時階級社会の矛盾からとらえないかぎり、それは皮相的把握にとどまらざるを得ない。そこで以下の小論では、祖国勤勞奉仕法の形成の前段階とも言うべき開戦時より一九一六年春までの期間に限定して、戦時体制への再編過程のなかで生じた労働政策の矛盾とそれをめぐる軍部と独占資本とのインタレストの交差につ

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

いて考察を試みたい。⁽²⁾

(1) Vgl. Hans Jürgen Teutberg, *Geschichte der industriellen Mitbestimmung in Deutschland*, Tübingen 1961, S. 499ff.

(2) 労働組合の側からのアプローチについては、拙稿「第一次大戦中における自由労働組合の超経營的参加政策（ドイツ・一九一四—一九一八）」⁽¹⁾、⁽²⁾、成城大学・経済研究、第五七号（二五—四六ページ）、第五八号（二三—九一—五七ページ）参照。

二 労働力政策をめぐる軍部と独占資本

開戦当初の労働問題は、戦時経済への急激な転換にともなう大量失業者の発生と軍需産業部門における熟練労働者不足という労働市場の極端なアンバランスとして現われた。もっぱら軍事的観点のもとでなされた大量徴兵、軍需物資の優先輸送、原料・物資の輸入停止といった戦時非常事態によって、すでに開戦前の一九一三年頃より次第に経済不況におちいりつつあったドイツ経済は決定的打撃をうけ、多くの非軍需産業は営業縮小又は停止におこまれ、大量の失業者を発生せしめた。労働組合の失業統計によると、⁽¹⁾組合員の失業率は開戦前月（一九一四年七月）の二・九パーセントにたいし、開戦月（八月）は二一・四パーセントとなり、ほぼ十倍弱にはね上がった。しかしその後は、一五・七（九月）、一〇・九（十月）、八・二（十一月）、七・二（十二月）、六・五（一九一五年一月）、五・一（二月）、三・四（三月）、二・九（四月）と徐々に減少し、一九一六年十月までほぼ二パーセント台を維持した。一九一六年十一月より敗戦までは、祖国勤労奉仕法のもとで一・〇パーセント台と事実上超完全雇用

の状態が続いた。以上のように開戦当初もたらされた大量失業は、戦時経済体制への再編過程で次第に吸収され一時的な現象として現われたにすぎなかったが、しかしそれにもかかわらずこの大量失業は、雇用労働者・職員の賃金引下げ、食糧・生活物資の不足と値上りが重なって、緒戦のドイツ軍の勝利と城内平和イデオロギーの背後で大衆の社会的不安と不満を潜在的に堆積せしめる要因になった。

このように開戦当初の大量失業問題が後に問題を残しながらも一時的現象として解消されたのには、もう一方の軍需産業部門における熟練労働者の不足問題は、戦時経済体制の維持にとってもっとも基本的な問題であった。なぜならそれは、原料不足問題とともに軍需品生産の停滞をもたらす主要な要因をなしていたからである。そして事実、開戦の年の十月にははやくも最初の軍需品生産の危機が原料不足と熟練労働者不足の二つの側面から訪れた。開戦後数ヶ月にして何故かくもはやく軍需品生産の危機が訪れたかという問題は、おそらくドイツ帝国が戦争準備をしていなかったからではなく、むしろ軍部をはじめとして政府も企業家もそして与論も一般に短期戦の見通ししか持っていなかったという理由から説明できる。原料不足問題は戦前からの軍需品生産のための原料備蓄をわずか二ヶ月で使い果してしまったことから一挙に問題となったが、しかしこの問題にかんしては、開戦直後にラーテナウ (Walther Rathenau) やメーレンルトフ (Richard von Moellendorf) の提唱で設置された戦時原料局 (Kriegsstoffabteilung) と戦時原料会社 (Kriegsstoffgesellschaft) の原料の統制管理によってともかく危機を回避することができた。これにたいし熟練労働力不足問題の方は、その対応策が立ち遅れたこと及び戦闘用兵力と軍需品生産のための熟練労働力とが競合関係にあったことの事情のために、原料不足問題とは異った経過をたどることになる。

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

最初に、熟練労働力不足問題における対応策の立ち遅れについて述べよう。その原因は次の二つにあると考えられる。一つは、前述の開戦当初の大量失業にたいするライヒ内務省の対策がこの軍需産業部門における熟練労働力不足問題と結びつけて考えられていなかったことである。⁽²⁾ライヒ内務省は労働時間の短縮、公共団体の発注増加等による雇用機会創出のための指導、ライヒ職業紹介中央局 (Reichszentrale der Arbeitsnachweise) の設置による職業紹介所の統一と情報交換、各地の公的職業紹介所による職業紹介活動等の社会政策的措置に努めた結果、非軍需産業部門における過剰人口を、軍需景気のため大量の労働力を必要とした軍需産業部門にスムーズに流入せしめる上で一定の役割を果たしたが、しかし彼らの多くは、他産業からの職業転換のため軍需産業において不熟練労働力として堆積されたにすぎず、熟練労働力不足問題の解消には直接貢献しなかったのである。熟練労働力不足問題にたいする対応策が立ち遅れたもう一つの理由は、独占資本の側の態度にあった。当時軍需品生産部門の独占資本家たちは、短期戦の見通しと経済的理由から熟練労働力の養成にはまったく関心を示さず、むしろその内部で激しい熟練労働者獲得競争を演じる一方で、軍部にたいし熟練労働者の兵役免除・帰還政策を要求するにとどまったのである。しかしこうした独占資本側の兵役免除・帰還政策の要求は、さきあげたところの兵員確保と軍需品生産労働力の確保との競合関係という熟練労働力不足のもう一つの問題と抵触することになる。そこでわれわれは、次に——熟練労働者の獲得競争とその帰結については後述することとして——この兵力と熟練労働力の競合関係の問題に移ろう。

この問題は、かつて大河内一男教授によって「兵力と産業『労働力』との間の『配置』の問題」として鋭く看取されたように、⁽³⁾軍部の戦争政策にとってアキレスの踵であった。軍需品生産の危機をのり越えるために、軍部

は開戦当初の軍事的観点のみからなされた徴兵政策を変更して、なんらかの形で独占資本側の要求に 대응する必要があった。この点では熟練労働力の確保によって戦時利得の増大をめざす軍需資本と軍需品生産の増強に軍事的インタレストがかかっていた軍部とは共通の利害関係に立っていた。しかしながら軍部にとってそうした独占資本の要求をうけ入れることは、直ちに戦場における兵力低下を意味していた。ここに軍部独自のインタレストとそのジレンマがあったのである。一九一四年の秋から翌年の春にかけて軍部が軍需品生産のためにとった方策は次の二つであった。一つは軍需品生産契約によって企業家を拘束する代りに、一定の利潤を保証するという方法と、他は選別契約と嚴重な監督のもとで兵役免除労働者の濫用防止と熟練労働力の育成を促進するという方法であった。第一の方法は、軍需独占資本家が開戦後しばらくの間短期戦の見通しから軍需品生産の委託を継続性のない、リスクの大きな商売であると考え、その代償にできるだけの高利潤を要求したことへの対応策であった。フェルドマンによれば、⁽⁴⁾陸軍省の推薦した契約とは、コスト(原料費、リスク、間接費等)と労務費に全コストの五ないし一〇パーセントの利潤を上乗せして支払い、一定の利潤を保証する代りに、コスト計算に不正があった場合や納品期限におくれた場合には蔽罰が科せられるというものであった。第二の方法は、軍需品契約を充足するだけの労働力と生産設備をもたない企業とは新規契約を結ばず、新たに労働力を補充することなしに契約を履行できる別の企業にのりかえるという選別契約の方法であった。これは企業に一定の戦時利得や原料配分を保証する代りに、企業自身による熟練労働力の養成を促がし、熟練労働力不足をカバーすることをねらいとしたものであった。一九一五年四月二〇日にプロイセン陸軍省においてバイエルン、ザクセン陸軍省、造兵廠および総司令部代表との話し合いによって準備され、六月一五日に『戦時産業の労働問題にかんする総司令部の取扱い方につ

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

いての『ロイセン陸軍省の方針』（以下、『方針』と略記）なる文書が発表されたが、それによると熟練労働力不足の解消は次の二段階をふんで行なわれねばならないことが明記されている。⁽⁵⁾「第一に、一人の男子の兵役義務が——たとえ一定期間であつても——免除される前に、すでに兵役を免がれている労働力を調達する可能性がすべて利用し盡されることが要求されねばならない。」つまり、戦闘力に直接影響する兵員の帰還又は兵役免除はできるだけ行わず、例えば捕虜、婦人、青年層からの労働力調達とその熟練労働力への養成が第一になされねばならない課題であるというわけである。次に「これらの種類の労働力が十分に創出できないときはじめて、将来、兵役義務者の徴兵延期が問題となりうる。」しかしその場合でも「産業に委ねられる兵役義務ある労働力は、ドイツ帝国又はその同盟国のための戦時需要の生産に従事する。」また「軍需品供給を委ねられる企業の兵役免除の職員にたいしても、彼らはなによりもまずこの軍事委託の処理にふりむけられることが要求されねばならない」という制約が課せられた。つまり前述の企業家側の要求にそつて最悪の場合兵役免除や徴兵延期を認めるが、その趣旨に反した利用は固く禁じられた。従つて例えば、輸出や消費市場のための生産にこれらの労働者は使用されてはならないわけである。このような兵役免除政策の履行を監視するために、工場監督官にたいし、申告された労働者が真に必要とされるかどうか、必要とされる数が過度ではないかどうかを調査するよう依頼された。そして「この規定に違反する会社には、兵役義務ある労働者はまわさない。そのような場合について陸軍省に報告されるよう願う」とある。このように軍部は、工場監督官によるチェックと選別契約によつて軍需品生産企業における兵役義務労働者の濫用防止と熟練労働者の育成を促進し、軍需品生産の増強と兵力の確保という二律背反的問題を処理しようとしたのであるが、その場合軍部による軍需独占資本の要求にたいする対応の仕方

特徴的なことは、独占資本に一定の戦時利得を保証する代りに、軍需労働力の恣意的利用を禁止し、軍部の労働力政策の優位を確保しようとしたところにあった。

以上のごとき軍部の方策にたいし、多くの企業家から契約配分の不公平という非難が出された。⁽⁶⁾ 彼らにとってこの『方針』は、原料、利潤、労働力の配分を権力手段とする軍部官僚の企業家の自由な活動にたいする規制としか映らなかつたのである。しかし、戦況が次第に長期戦の様相を呈しはじめ、産業全体が戦時経済体制のなかにいよいよ逃れがたく組み込まれるにつれて、独占資本側は重要な顧客としての軍部の規制を受け入れざるを得なくなる。こうして独占資本側は、やがて捕虜、婦人、青年等の未熟練労働力の積極的利用をはかることによつて、低賃金と合理化から利益を得る努力をはじめが、しかしそれにもかかわらず、この労働力政策をめぐる軍部と独占資本のコンフリクトは、独占資本の側に不満を残すことになり、一九一六年春以降の異つた状況のもとで新しい軍事指導者への希望となつて現われた。

ところで、さきにふれた軍需産業部門内部における企業間の熟練労働者獲得競争は、同じ熟練労働力不足問題から出発しながらも、ここでは労働者側のインタレストが直接からむことによつて以上とは別な展開を示した。けだしこの獲得競争は、その当然の帰結として熟練労働者の賃金の異常な高騰をもたらしたが、これを労働移動の制限によつて抑制しようとする独占資本側のインタレストと労働移動の自由を基本的権利としてまもろうとする労働者側のインタレストがまさしくこの問題をめぐつてぶつかり合うことになるからである。そこで、以下、この問題が戦時下の重要な社会問題として登場してきた経過を述べておこう。問題は一九一五年はじめのベルリンで発生した。当時ベルリン周辺には軍部の委託による軍需品生産にたざさわる大小の金属工業が密集し、従つ

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

て獲得競争がもつとも激しく行なわれていたが、ベルリン金属工業家連盟会長ボルジヒヒ (von Borsig) は、こうした状況を打開するために内務省に赴き、労働者は雇主の許可なしに職を変えてはならないというすでにオーストリアで行なわれていた一種の労働統制制度の導入を提案した。これにたいし内務省は、この問題に介入することを避けて、金属工業家自身による協定締結を勧告したが、しかし当時大ベルリン地区には三百をこす金属業の企業が存在しており、その間で協定を結ぶことは到底不可能であったため、そこでボルジヒヒは造兵廠長官のフランケ將軍 (General Franke) を訪れて、以前の雇主の許可をもたない労働者を新たに雇用した企業は軍需契約から外す旨の指令を出すよう要請した。フランケは直ちにこの申出を受諾し、その旨の指令を各工場に貼り出させたのである。そこでわれわれが注目しておかなければならないことは、少くとも軍部にとつても軍需品生産に支障をきたすおそれのある過度な労働力引抜き合戦は好ましい現象とはみなされえない限りで、労働力移動の制限にかんしても軍部と軍需資本家とは共通のインタレストを持っていたことである。ところで、この指令が労働者の間に伝わるや、ドイツのなかで最強の労働組合を擁するベルリンの金属労働者はそうした軍部と軍需独占資本の強制的労働力確保政策に抗議の構えを示し、金属労働組合の指導者の一人であり改良主義者であるコーエン (Adolf Cohen) によつて、フランケ將軍にたいし、労働組合指導者はこの指令の結果について責任がもてないと警告したと言われる。このような労働者側の不穏な動きにたいし、陸軍省はフランケ將軍の指令を取消すための準備にとりかかったが、その間に情勢を素早くとらえたボルジヒヒは、この指令が廃止されるのを未然に防ぐために、ベルリン金属工業家連盟とドイツ金属労働組合との間で交渉をもつことに同意し、双方の協定に基づいて一九一五年二月に大ベルリン金属工業戦時委員会 (Kriegsausschuss für die Metallbetriebe Groß-Berlin) なる組織が

設置された。この戦時委員会は、軍代表、企業家団体代表、労働組合代表の三者から構成され、毎週一回の会合において以前の雇主の意向に反して転職希望する労働者についてその適否が判定され、もし労働者の不満が正当であり、雇主がこれを拒否したことが判明した場合には、当委員会が「離職証明書」を発行し、他の雇主が彼を雇用することを許可した。逆に正当でないと判定された場合には、拒否された。しかし実際には、多くのケースについて労働者の不満が一応きき入れられるのと引きかえに、以前の職場にとどまるという形で解決された、と言われる。⁽⁷⁾このように大ベルリン金属工業戦時委員会は、軍需独占資本の労働力移動制限政策のいわば「思わざる結果」として成立したが、しかしそれにもかかわらずこの委員会は、(一)ドイツではじめて公的に認められた雇主団体と労働組合との超経營的参加機関であったこと、(二)以上のような形ではじめて企業内の労使関係への第三者の介入が行なわれたことよってそれ以後の新しい労使関係の方向を示していたのである。では何故このような新しい労使関係の方向を含む組織が、戦時下のこの時期に生れたのだろうか。この問題はより深く戦時階級社会の矛盾とそれをめぐる軍部と独占資本の對抗関係のなから捉えられねばならない。次節の課題はこの点を明らかにすることにある。

(1) Gerhard Bry, *Wages in Germany 1871—1945*, Princeton, 1960, p. 192, 432. Ludwig Preller, *Sozialpolitik in der Weimarer Republik*, Stuttgart 1949, S. 6—7.

(2) 川崎巳三郎「第一次大戦中のドイツ労働市場」、社会政策時報、昭和十三年十一月号、六七ページ。

(3) 大河内一男、『戦時社会政策論』、昭和十五年、『大河内一男著作集』、第四卷、青森書院、一九六九年、三〇—三二、八一—八二ページ。

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

- (4) Gerald D. Feldman, *Army Industry and Labor in Germany 1914—1918*, Princeton, 1966, p. 60.
- (5) Auszüge aus den Richtlinien des preussischen Kriegsministeriums für die Behandlung der Arbeiterfrage in der Kriegsindustrie durch die stellv. Generalkommandos (Abk: Richtlinie), in: Wilhelm Deist (bearbeitet von), *Militär und Innenpolitik im Weltkrieg 1914—1918, erster Teil*, Düsseldorf 1970, S. 461—471.
- (6) G. D. Feldman, *op. cit.*, pp. 70—71.
- (7) *Ibid.*, p. 78.

三 労使関係政策をめぐる軍部と独占資本

第一次大戦中における労働者の所得傾向をみると、次の二つの特徴を持っているように思われる。第一は、開戦当初の大量失業期を除けば、労働者の名目賃金はどの産業部門でも上昇しているが、とりわけ軍需産業の上昇率が高く、平和産業との賃金格差は年ごとに拡大している⁽¹⁾。しかしそれにもかかわらず、第二に、その実質所得は名目賃金の上昇を上まわる物価騰貴のために、全般的に低落した⁽²⁾。ある調査によると、名目賃金が最も高い軍需産業部門でさえ、一九一四年三月一〇〇として一九一八年九月七七・四(男子)、八七・九(女子)に下落し、平和産業にいたると同時期に五五・五(男子)、六一・九(女子)にまで落ちこんでいる⁽³⁾。以上の傾向は、職員、官吏等のいわゆる「新中間階層」にも——場合によっては労働者よりも鋭く——現われている⁽⁴⁾。戦争による輸入制限の結果、物価騰貴のみならず食糧、衣服、石炭、住居等の生活必需品の絶対的欠乏によって大衆の貧困化はいよいよ進行した。加えて軍需品生産の増強のため労働時間の延長、夜業も一般化し、労働災害、疾病も増加した⁽⁵⁾。

戦時経済の遂行は、労働者大衆のところでは「産業革命のもっとも苛酷な年月を思い起こさせるような」⁽⁶⁾ 欠乏、貧困、搾取を生み出したのである。これにたいし企業家の利益は、軍需産業部門の優遇策の結果、非軍需産業部門との格差は拡大したが、しかし一般に考えられているように、非軍需産業部門の利潤は減少したわけではなかった。それどころか、例えば繊維産業の利潤は一九一三年から一七年までの間に二倍に伸びたと言われる。軍需産業は言うまでもなく、非軍需産業の企業家も、戦時経済のもとで生産と流通過程から多くの戦時利得を得ることができたのである。⁽⁷⁾

以上のごとく戦争は、一方では少数の富裕な企業家階層と他方では多数のますます貧困化しつつある労働者大衆とのコントラストを明確化する方向に作用し、内政的不安^{II}社会的緊張を生み出す基盤を作り出したが、しかしこれに大衆の側の社会心理的要因が加わらないかぎり、それ自体としては社会的緊張緩和策としての労使関係政策を發動せしめる直接的モメントにはなりえないのではないかと考えられる。そこで以下、戦時階級社会における労働者大衆の不満の形成可能性^{II}社会的緊張の現実化の要因について列挙しておこう。⁽⁸⁾ 第一に戦争による生活物資の欠乏とそれにもなう食糧配給制の実施によって、労働者も企業家も同様な生活チャンスの制限をうけるが、その場合この制限は貯えのない労働者の側により大きな打撃を与えることになるため、事実上の格差以上の開きが意識されるようになる。しかも実際には、戦時経済は同様な生活チャンスの制限ではなくて、企業家側に戦時利得と闇市を通じての消費物資の不平等な分配をもたらしたため、労働者側の格差意識はつねに不満あるいは怒りに転化する可能性があった。第二に戦争によってもたらされた貧困そのものばかりでなく、戦前における社会政策の発展の結果としての賃金・労働条件の改善が戦争によって突然中断されたことは、社会政策的改善

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

にたいする期待とそれが不可能な現実とのギャップを労働者に鋭く意識せしめることになる。その結果、戦時下における企業家層との経済的社会的格差が労働者大衆の挫折感をともなうた怒りの対象となりうるのである。第三に戦争は一方では労働者の地域間移動、とりわけ大都市の軍需産業へむかっただの集中化を促進するが、他方では同時に社会的上下移動も活発にする。例えば出征した職長のポストへの昇進、軍需産業の熟練労働者の社会的地位の上昇、逆に非軍需産業の熟練労働者、官吏・職員等の中産階級の社会的地位の下降が加速される。こうした戦争によってもたらされる社会的移動の活発化は、平和時には当然と考えられていた経済的社会的チャンスの不平等な配分が、決して運命的なものではなく変更しうるのだという意識を労働者の側に生じさせ、不満と抗議行動の成立の重要な前提となる。第四に大戦開始とともに唱導された「城内平和」イデオロギーは、労働者のところでは、戦争協力とひきかえに経済状態の改善と社会的地位の向上が理解されたのにたいし、企業家のあいだではそれまでの階級闘争の停止による現状維持と考えられ、従って一切の変革や改善要求は拒否された。そのため「城内平和」イデオロギーは支配者側の偽瞞とうけとられ、その意図に反して社会的緊張を高める役割を果した。最後に、戦争は企業家にも労働者にも、その貧富の差にかかわらずなく平等に犠牲、負担、義務の増大を要求するが、第二帝政の憲法構造のもとで労働者大衆はその国政参加権を極度に制限されていたため、——権利とチャンスの民主化が平行して行なわれないかぎり——非特権階級の政治的不満は増大せざるを得ない。以上、戦時階級社会における社会的緊張の形成要因を挙げたが、これに関連して次の二点を指摘しておきたい。一つは、以上のような労働者大衆の不満や抗議は戦争の長期化とともに急進化し、ついにはドイツ革命の社会的基盤を形成するにいたるが、しかしそれが戦争によってもたらされたものである以上、「城内平和」イデオロギーや愛国主

義の背後にかくされて、開戦当初から潜在的に存在していたと考えられることである。もう一つは、労働者大衆の不満は社会的緊張の源泉であっても、それ自体一定の政治的方向をもってはいたわけではなく、それは政党や労働組合といった組織の力によって代表されることによって、一定の政治的方向をもった闘争に転化するということである。それは大戦中大きくわけて社会民主党多数派・自由労働組合総務委員会派と独立社会民主党・スパルタクスブントとの方向を異にする二つのグループによって代表せられた。前者は労働者大衆の不満を経済的に代表し、戦争協力とひきかえに労働者の政治的社会的地位の向上をめざす改良主義的闘争を展開し、後者はそれを帝国主義戦争反対と革命にむかって政治的権力闘争に組織していこうとするものであり、労働者大衆の急進化とともに次第に大きな影響力を持つようになってくるのである。

ところで、以上のような労働者大衆の不満を背景とした政治的コンステラチオンの形成こそ、以下に論述する軍部の労使関係政策の前提をなしているわけだが、ここではまず独占資本側の対応を確定しておきたい。彼らの主たる関心は、前述の兵役免除政策や労働移動の制限の要求にみられるように安定した低賃金労働力の確保にあり、労働者の不満についてはほとんど顧りみられることがなかった。労働者にたいし物的給付と引きかえに忠誠心を期待する独占資本の Herr-in-Hause の立場は、たとえ労働者大衆の不満を認識した場合でも、それが労働者側から要求されることを、要求内容にかかわらず一切拒絶したのであった。従ってこの立場からは、さきの労働者大衆の不満をそれぞれ代表する二つのグループの相違は認識されず、ともに危険な社会主義とみなされた。これにたいし軍需独占資本とともに労働力の移動制限に利益をもつ軍部が、この政策に反対する金属労働者の抗議が伝えられるや、かなり敏感にこの問題に反応したことは注目に値する。反応の第一は、陸軍省の兵役免

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

除隊 (Abteilung für Zurückstellungswesen) の課長として、軍需資本の兵役免除要求に対峙し、前述の選別契約と熟練労働者の育成を基軸とする軍部の労働力政策を推進したシヒラー (Richard Söhler) の助手として、二六才の労働問題のエクスパート、ティブルティウス (Dr. Tiburtius) が登用されたことである。彼はオペンハイマー (Franz Oppenheimer) とワージナー (Adolph Wagner) の弟子で、ゼーリング (Max Sering) のところで助手をつとめていたという経歴から知られるように、社会政策学会と密接に結びついており、「そのメンバーの一人を登用したとは、陸軍省の社会政策に特殊な色彩を与えずにはおかなかった。」⁽⁹⁾ ティブルティウス自身の語るるところによれば、「私は、社会政策学会の基本的見方を陸軍省におけるすべてのわれわれの社会政策的措置の基本においた。軍事司令官による同権的仲裁委員の設置、同権にもとづく労働交換の確立、……そして労働組合と雇主組織との密接な協働の一般原則がこれである。」⁽¹⁰⁾ 反応の第二は、ややおくれて——おそらくシヒラーとティブルティウスのコンビの影響下に——三月十五日の二五九〇号指令によって、次のような軍部の態度が示されたことである。それによれば、解約理由としてもつばら不十分な賃金があげられるとしても、それをよいことに軍事産業の他の企業から労働者を引き抜いたりしないよう企業家の地域間協定が勧告されている。「ただし、雇主の同意を得てこれまでの契約を解約する労働者のみが採用されるという協定が成立するとしたら、それは望ましくない。なぜなら、これによって労働者の自由な解約告知権はその行使において企業家の裁量に服せられることになるからである。」⁽¹¹⁾ この指令は、明らかにさきのボルジヒト提案とそれを受けた فرانケ 将軍の指令とは異った方向に軍部の労使関係政策が動き出したことを示している。

そこでわれわれは、さきの『方針』のなかから軍部の労使関係政策についての考え方をまとめておこう。⁽¹²⁾ まず

軍部の労使関係政策の基本は、「祖、国、防、衛に、必、要、な、勞、働、者を中斷なく継続して」確保するために、軍当局は「軍需企業における労働条件について企業家と対等で同等の労働の創造者としての労働者の正当な希望を考慮する」ことにある。つまり労働条件の決定にさいして「企業家の裁量」のみに委ねられるのではなく、軍当局の介入のもとで労使の同権を保証していくことである。そのばあい大切なことは、軍当局の労使関係への介入は「調停裁判的性格のものではなく、なによりもまず軍当局は、双方の聴取から得られるストライキの原因についての像、双方の要請の正当性および合意の可能性をつくり上げること」であつて、上からおしついたり、判定を下だすという態度ではなく、「労働者と企業家に、軍当局は客観的判断のために努め、双方の言い分に耳をかたむけるといふ印象を与える」よう配置されねばならないとされており、「共通の祖国の利益」といふ目標にむかつて労使が自主的に参加するという参加意識の昂揚が目指されていることである。裏をかえして言えば、そのねらいとするところは、ストライキの予防にあつた。「ストライキの予防のために、当該企業の労働者委員会のほかに、労働組合（例えばドイツ金屬労働組合、木材労働組合、建築労働組合、キリスト教労働組合等）の聴取が必要であるときには、これらの組織の代表者を交渉に招聘することがつねに推薦される。これらの協定のもとで行なわれる協定は、個々の工場の労働者のみならず、その契約履行の保証人としてその組合をも——それは法人格をもたないので、法的にはないとしても——道徳的に大低は十分な強さで拘束する。」つまり、上述のごとき労働者大衆の不満や社会的緊張がストライキという形で顕在化しないために、さらに言えば労働者大衆のエネルギーを革命派グループに流れこませないために、労働組合の超経営的参加政策を積極的に行うけられて、それを通じて労働者大衆のエネルギーを統合していくこと、これが軍部の労使関係政策の意図であつた。

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

このような軍部の労働組合宥和策にたいし、開戦早々独占資本の結集体として結成されたドイツ産業戦時委員会 (Kriegsausschuss für die deutschen Industriellen) は、『方針』の発表された後の七月二六日にライヒ内務省にあって次のごとき抗議文を送っている。⁽¹³⁾「この社会政策的『方針』の内容は、その基本的傾向においてドイツの企業家層に著るしく損害を与え、傷つけるものである。なぜならこの『方針』は、誤って一方的立場から労働者の利益を優先させている。そしてとりわけ労働組合の努力を強く保証し、促進するよう努めているからである。」

「この『方針』は現在の「労使——引用者」関係に大変深く介入しているにもかかわらず、企業家にはあらかじめ基本的問題に立場をとる機会が与えられることなしに陸軍省によって発表されたことにわれわれは遺憾の念を禁じえない。われわれは、そのような処理によって産業のなかでたえず増大し当り前となる不安が高まるばかりでなく、一般に雇主と労働者との間のこれまでの良好な関係が損なわれると思う。なぜなら労働者に有利な軍当局の一方的処置は、労働者の要求をはかり知れないほど高めるにちがいないからである。……」「労使関係への軍事的命令権の介入の諸結果は、戦争終結後にこの権力がもはや存在しなくなった時でも、なお存続するであろうことは疑いない。」このように独占資本の立場からすると、軍部の譲歩策は労働組合の強化に寄与することによって、これまでの「良好な」労使関係を損なうと思われるのであるが、しかし軍部にとっては、まさしくそうした労働組合と革命勢力とを区別しえない独占資本側の Herr-in-Hause 的立場こそ、労働力移動制限策の結果ひき起されるであろう労働者大衆の不満をストライキにむかわしめるものとみられたのであった。軍部による労使関係への介入の意図は、労働者をあたかも家臣のごとく取扱ひ、Herr としての企業家への忠誠と従属を要求する独占資本の Herr-in-Hause 的立場に干渉することによって、一方では労働組合の超経営的参加政策を通じて

「全体戦争」に絶対不可欠な労働者大衆の自発的協力を喚起し、他方では労働者大衆の不満が革命的急進主義と結びつゝるのを阻止するに努めたのである。

- (1) G. Bry, op. cit., p. 200.
- (2) J. Kocka, op. cit., S. 16—17.
- (3) G. Bry, op. cit., p. 211. J. Kocka, op. cit., S. 18.
- (4) G. Bry, op. cit., p. 230. J. Kocka, op. cit., S. 230.
- (5) Deutschland im ersten Weltkrieg, Bd. 2, Berlin 1968, S. 245ff.
- (6) Jürgen Kuczynski, Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus, Bd. 4, Berlin 1967, S. 193.
- (7) J. Kocka, op. cit., S. 32—3. J. Kuczynski, op. cit., S. 190—3.
- (8) 以下の五点はナツカの研究に依つてゐる。J. Kocka, op. cit., S. 34—38.
- (9) G. H. Feldman, op. cit., p. 74.
- (10) Senator Tiburtius to the author, Nov. 19, 1962, in: G. H. Feldman, op. cit., p. 74.
- (11) W. Deist, op. cit., S. 463, Anm. 8.
- (12) Richtlinie, in: *ibid.*, S. 461—471.
- (13) *Ibid.*, S. 470, Anm. 32.

四　お　そ　ひ

以上われわれは、第一次大戦初期のドイツの労働政策について考察を試みてきたが、最後にここから導き出さ

る第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

れる若干の論点を提示して一応のしめくりとしたい。

第一は、労働政策をめぐる軍部と独占資本との対抗関係についてである。以上の考察から明らかなごとく、平時経済から戦時経済への移行とそれに伴う矛盾について、たしかに軍部と独占資本との間には一定のインタレストの一致が認められる。労働力政策にかんしては、軍需産業における熟練労働力の確保という点で軍需品生産増強に戦争遂行上のインタレストをもつ軍部と戦時利潤の増大をめざす独占資本とは共通の目標を持っていたし、また労使関係政策にかんしても社会主義への対抗という点でも同様であった。しかし、そこからストレートにいわゆる「軍部による社会政策」と呼ばれる独自の労働政策の展開を導き出すことは困難であって、むしろ逆に両者のインタレストの対抗関係の側面こそがそれに独自の性格を与えていると考えられる。労働力政策にかんしては軍部によって企業内における熟練労働力の育成が指導されたが、これは独占資本側の免除政策にたいして、兵員確保を至上命令とする軍部の対抗策であった。労使関係政策についても労使同権的構成による戦時委員会の形成は、独占資本の Herr-in-Hause 的立場にたいする軍部の労働組合有和策であった。前者は社会主義と労働組合との区別を持たなかったし、後者はそのような独占資本の態度がかえって労働者大衆の戦争協力を阻害すると考え、労働組合の超経営的参加政策を受け皿として社会主義に対抗したわけである。このように軍部による労働政策は、それぞれ異ったインタレストをもつ軍部と独占資本との対抗関係から把握される必要があると思われる。¹⁾

第二に、労働力政策と労使関係政策の関係についてである。上述のごとく、開戦当初労働政策の中心は労働力問題にあり、軍需産業部門における熟練労働力の統制問題をきっかけとして労使関係の領域が登場してきた。た

しかに戦時経済体制への転換にとって熟練労働力の確保、調達をして統制は緊急で不可欠な要素であり、労働力政策を円滑に行うための手段として労使関係政策を位置づけることが可能であるが、しかし同時に、労働者大衆の統合化も同じ程度に戦時社会体制の維持にとって緊急で不可欠な要素なのであって、その限りで労使関係政策は独自の政策領域を形成していることは看過されてはならない。両者は労働者大衆の不満を媒介として関係しあっている⁽²⁾とみられるべきであらう。

第三に、労働者大衆の統合化政策はたしかに第一次大戦以降大規模な展開を示すが、しかしその成立起源は大戦前にさかのぼることができるのではないか、という問題である。例えば有名なビスマルクのアメとムチの政策も一方では社会主義者鎮圧法による労働者と社会主義者の分離と、他方では社会保険による労働者の懐柔という労働者統合化政策であると言うことができるのではあるまいか。しかし統合化政策の把握にとって肝要なことは、ビスマルクの前と後とではその中味が決定的に異っている点である。すなわち、ビスマルク社会政策（社会保険）においては物的給付にたいする反対給付として労働者の忠誠への期待が前提とされていたのに対し、一八八九年のルール鉱山労働者の大ストライキ後に現われたベルレプシュの社会政策においては、労働者の主体的参加を促進するという方向で統合化政策が考えられた⁽³⁾。一八九一年の営業条令改正と一八九二年のプロイセン鉱山法改正における任意制労働者委員会、さらに一九〇五年のプロイセン鉱山法再改正における義務制労働者委員会は統合化政策のこの新しい方向を示している。この場合、国家の統合化政策は、基幹産業における大規模なストライキという体制的危機を成立契機として、労働運動の改良主義的潮流を受け皿としつつ、ビスマルク時代からうけつがれた伝統的な独占資本の Herr-in-Hause 的立場と対立しながら展開されたことが特徴的である。第

第一次大戦初期におけるドイツの労働政策

一次大戦における内政的矛盾の激化は、軍部をしてこの方向での統合化政策をさらに促進せしめたわけである。

以上のごとく第一次大戦初期における労働政策は、それ以後の展開の方向を示しているとみられるが、しかし同時に、戦争の第一段階という制約もまた看過されてはならないだろう。労働力政策について言えば、この段階ではまだ熟練労働力問題が中心で、一般労働力の創出と配置という形ですすめられる戦時総動員体制の要請は表面にあらわれてこなかったし、また労使関係政策についても大ベルリン金属工業戦時委員会のモデルは、一部の都市で実現したにすぎず、ドイツ全土に適用される立法の形で制度化されたわけではなかった。こうした限界は、平和経済から戦時経済への再編過程で様々な矛盾が生じてきたにもかかわらず、この時期を支配していた短期戦の見通しと緒戦におけるドイツ軍の勝利が労働者大衆の側の不満を吸い上げる役割を果たしていたところにその原因があると考えられる。しかし戦況が次第に長期戦の様相を呈しはじめるとともに、とりわけ一九一六年春以降、ソナムの戦いにおけるドイツ軍の大敗北とカール・リープクネヒトの逮捕抗議デモンストレーションという軍事面と内政面での最初の象徴的事件をきっかけにして、戦時体制の矛盾は一举に表面化し、それとの対応をせまられた軍部の労働政策は新しい局面をむかえることになるのである。一九一六年夏のヒンデンブルク・プログラムから同年末の祖国勤労奉仕法への展開については、稿を改めて論ずることにしたい。

(1) 最近、国家独占資本主義研究の一動向として社会主義にたいする対抗策としての国家による労資関係への介入という視角から第一次大戦中のドイツの労資関係について注目が寄せられているが、しかしそこでは国家と独占資本との癒着という認識が前提とされているため、両者の対抗関係の側面については過少評価される傾向があるように思われる。徳永重良「国家独占資本主義下の労働問題の研究方法——ドイツ労資関係を中心として——」(社会政策

学会年報、第二〇集、『労働問題研究の方法』、御茶の水書房、一九七六年、一三七—一六八ページ所収（戸塚秀夫、徳永重良編『現代労働問題——労資関係の歴史的動態と構造』、有斐閣、昭和五二年、第三章）。

(2) かつて大河内一男教授は戦時社会政策の本質を労働力「配置」政策と規定したことは周知のごとくだが、そこでは、労使関係政策は労働力政策という目的を円滑に実現するための単なる手段としてしかとらえなかつたため、労使関係政策独自の問題領域はまったく視野の外におかれてしまった。（大河内一男、前掲書、二六ページ）

(3) 拙稿「ベルレプシュと『新航路』社会政策——ドイツにおける労働者委員会の立法化に関する考察——」（上）、（下）、成城大学、経済研究第22・23号、同「ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正」(一)(二)同上誌、第44・49号、同「統合化政策としての共同決定」、成城大学大学院経済学研究科創設五周年記念論文集（昭和四十七年三月）

（一九七七・九・三〇）